

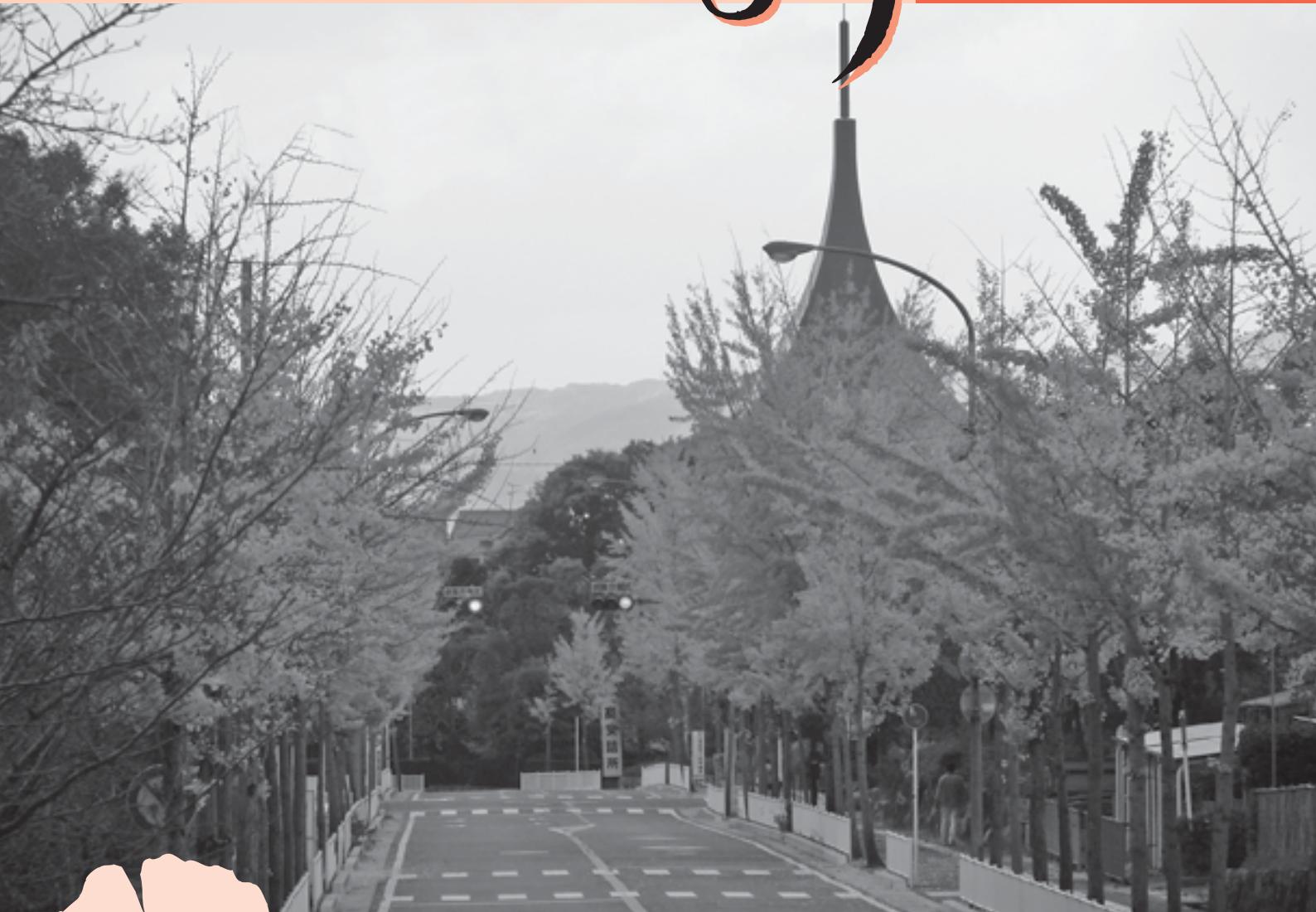
■発行：天理市議会
■編集：議会広報編集委員会
<http://www.tenri-gikai.jp/>

〒632-8555
天理市川原城町605
TEL.0743-63-1001
FAX.0743-63-4502

NO.62

2012年 11月15日

てんり 市議会だより



秋の行楽シーズンを迎えて、街路のいちょう並木も見事に黄色く色づいてきました。

「いちょう」は、昭和49年4月1日に本市の木と制定されています。

秋の風情を味わいに、黄葉のトンネルを訪れてはいかがでしょう。

CONTENTS

9月定例会の概要	2
常任委員会の概要	2~3
決算特別委員会の概要	4
一般質問	5~11
議案等の議決結果	12
意見書	13
決議書の内容	14~15
とびっくすほか	16

9月定例会

平成24年度一般会計補正予算など可決! 平成23年度決算を認定!

第3回定例会は、9月10日に開会し、平成24年度一般会計補正予算をはじめ、条例の一部改正及び平成23年度決算認定案など多数の重要な議案を審議し、すべて原案どおり可決・認定し、27日に閉会しました。



10日の本会議では、会期を28日までの19日間と決めた後、議事に先立ち、奈良県市議会議長会において、10年以上市議会議員の職にあるものとして、山本治夫議員、廣井洋司議員が表彰され、表彰状及び記念品の伝達がありました。

続いて、議事日程に入り報告3件、承認案1件が上程され、それぞれ原案どおり了承、承認しました。また、平成24年度一般会計補正予算ほか8議案及び平成23年度一般会計決算認定案ほか8認定案について、市長ほか、会計管理者、上下水道事業管理者から提案説明があり、1日目を散会しました。

再開された24、25日の本会議では、8議員（菅野議員、荻原議員、堀田議員、寺井議員、前島議員、市本議員、佐々岡議員、大橋議員）から一般質問（5／11P要旨掲載）がありました。

文教厚生委員会 常任委員会 審査の概要

可決された議案

● 平成24年度国民健康保険特別会計補正予算

【内容】歳入歳出ともに2千936万7千円を増額。

歳出は、過年度の医療費等の確定に伴う精算返納金、

13日から19日の間、各常

決算特別委員会を設置して審査することとし、2日目を散会しました。

その後、各常任委員会及び決算特別委員会に付託された議案・認定案について、各委員長より報告があり、

いずれも原案どおり可決・認定しました。

続いて、意見書3件（13P内容掲載）が上程され、それぞれ

提案者の説明後、それぞれ原案どおり可決しました。

その後、「天理市立病院改革特別委員会の設置に関する決議」（14P内容掲載）を採決の結果、全会一致で可決しました。最後に、「天理市長に対する問責決議」（15P内容掲載）を採決の結果、賛成多数により可決し本定例会を閉会しました。

会計補正予算

● 平成24年度介護保険特別会計補正予算

【内容】歳入歳出ともに8千152万9千円を増額。

歳出は、過年度介護給付費の精算確定による返納金及び一般会計繰出金であり、歳入は国庫負担金等の増額及び繰越金を充当し、収支の均衡を図ったもの。

後期高齢者支援金等の確定に伴う調整であり、歳入は、国及び県支出金の調整等により、収支の均衡を図つたもの。

会計補正予算

● 平成24年度介護保険特別会計補正予算

【内容】歳入歳出ともに8千152万9千円を増額。

歳出は、過年度介護給付費の精算確定による返納金及び一般会計繰出金であり、歳入は国庫負担金等の増額及び繰越金を充当し、収支の均衡を図つたもの。

経済産業委員会

可決された議案

● 平成24年度土地区画整理事業特別会計補正予算

【内容】歳入歳出ともに467万8千円を増額。

歳出は、人事異動に伴う人件費の調整であり、歳入は、一般会計繰入金等を増額し、収支の均衡を図つたもの。

その後、各常任委員会及び決算特別委員会に付託された議案・認定案について、各委員長より報告があり、

13日から19日の間、各常

決算特別委員会を設置して審査することとし、2日目を散会しました。

その後、各常任委員会及び決算特別委員会に付託された議案・認定案について、各委員長より報告があり、

13日から19日の間、各常

総務財政委員会

意見・要望

- 平成24年度一般会計補正予算

◎新規事業の相談支援事業については、市民への広報活動及び支援事業を市内全域で平等に推進されるよう要望。

- 【内容】歳入歳出ともに22億4千179万1千円を増額。

◎防災会議条例及び災害対策本部条例の一部改正

歳出は、地元公共事業積立基金での、中町・前栽町・二階堂北菅田町の施設整備、土地開発公社が平成25年3月末の解散に必要とする経費、高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもつて元気よく過ごせるように、外出のきっかけやコミュニケーションの場となる活動拠点の整備を行う「地域の居場所づくり推進事業」、一人暮らし世帯等が地域で安心、継続して暮らせる地域づくりを行う「安心生活創造事業」等のほか、人事異動等による人件費の調整であり、歳入は国庫及び県支出金並びに繰入金、市債等により収支の均衡を図つたもの。

- 平成24年度一般会計補正予算

意見・要望

◎公社職員の処遇について、不利益とならないよう配慮されるよう、また、市民に對して理解を得るため十分に周知徹底を図られるよう要望。

- 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について

【内容】土地開発公社を解散するにあたり、必要な債務保証に係る代位弁済に要する経費に充てるため、地方財政法第33条の5の7第1項第3号に規定する地方債の起債の申請について、議会の議決を求めるもの。

水管の設置、軟弱な土質による工事車両の進入路の補強のため、仮設鋼板の設置を行う必要が生じたための契約金額の増額に伴い、工事請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるようとするもの。

- 権利の放棄について

【内容】市が土地開発公社の債務の代位弁済により取得する債権の一部を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるようとするもの。

本会議、各種常任委員会及び議会運営委員会が傍聴できます。

市政への知識を深めることや議会の活動、市政の方針などを知ることができますので、傍聴を希望される方は、本会議や委員会当日、本庁舎6階事務局までお越しください。

また、団体での傍聴を希望される方は座席の都合上、事前に事務局へお問い合わせください。

なお、本会議のライブ中継及び録画中継は下記アドレスからご覧いただけますのでご活用ください。

- 問い合わせ 議会事務局
- 天理市議会ホームページ

63-1001 内線603

<http://www.tenri-gikai.jp/>



議会を傍聴しませんか？

- 土地開発公社の解散について
- 権利の放棄について
- 防災協定をされている民間業者について、日頃から横の連絡が出来るような仕組みを考えられるよう意見。
- 土地開発公社の解散について
- 土地開発公社を解散することについて、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定によるもの。

- 山の辺第一工区第一調整池河川整備工事及び山の辺第一工区橋梁下部工整備工

平成23年度 決算を認定!

市の「家計簿」といえる平成23年度決算認定案については、決算特別委員会を設置し、慎重審査を経て、27日の本会議で、9認定案を全て原案どおり認定しました。

会計別決算額

(単位：千円)

会計名	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
一般会計	25,081,897	24,894,177	99.3%	23,769,232	94.8%
特別会計	国民健康保険	7,174,996	6,672,500	93.0%	6,412,241
	介護保険	4,227,854	3,932,203	93.0%	3,891,092
	後期高齢者医療	569,716	569,648	99.9%	561,529
	住宅新築資金等貸付金	36,564	37,717	103.2%	36,507
	地区画整理事業	615,733	410,712	66.7%	305,986
	特別会計小計	12,624,863	11,622,780	92.1%	11,207,355
合計	37,706,760	36,516,957	96.8%	34,976,587	92.8%

会計名	収益的収支		資本的収支	
	収入	支出	収入	支出
病院事業会計	1,884,110	1,939,466	57,884	76,170
水道事業会計	2,491,364	2,313,421	362,657	831,356
下水道事業会計	2,506,786	2,662,413	988,794	1,818,156

決算特別委員会委員

- 印 委員長
- 印 副委員長
- 寺井 正則
- 加藤嘉久次
- 荻原 文明
- 東田 匡弘
- 堀田 佳照
- 三橋 保長
- 佐々岡典雅
- 菅野 豊盛
- 大橋 基之

市民1人当たりの一般会計歳出額 354,558円

平成24年3月末 住民基本台帳 67,039人

(単位：円)

内訳	民生費 134,414	土木費 51,859	教育費 43,805	総務費 43,420	公債費 35,357	衛生費 21,138	消防費 12,781	農林費 3,546	その他 8,238

- 民生費
 - 土木費
 - 教育費
 - 総務費
 - 公債費
 - 衛生費
 - 消防費
 - 農林費
 - その他
- 下水道事業会計決算認定
 - 水道事業会計決算認定
 - 市立病院事業会計決算認定
 - 介護保険特別会計決算認定
 - 教職員の資質の向上のための研修等の充実に努められると共にスクールサポートへの増員を要望。
 - 介護予防事業に支援・予防の推進を要望。
 - 今後も経営改善に鋭意努力されるよう要望。
 - 更なる水洗化率の向上を要望。

意見・要望

- 一般会計決算認定
- 不納欠損額、収入未済額が減つており、これは税関係所管の努力の賜とありがたく思うが、分担金、負担金についても、収入未済額を減らすよう努力方を要望。
- 地域情報化計画を推進されているが、パソコンによる施設予約についてもしっかりと取り組まれるよう、また、防犯灯について、LED化を検討されるよう意見。
- 環境クリーンセンター地元補償費、周辺地区整備補償について、今後、行政改革推進の観点で精査されるよう、また都市計画マスター・プラン策定にあたり、地元要望を反映されると共に、社会インフラ施設の耐用年数等市の全般的な施設の対応について、プランに折り込むべき、また長期的な予算、計画について持たれるよう意見。
- 教職員の資質の向上のための研修等の充実に努められると共にスクールサポートへの増員を要望。

一般質問

9月定例会では、8人の議員が一般質問を行いましたので、ここにその件名と要旨を掲載します。

詳細は市議会ホームページ（会議録の閲覧と検索）をご覧ください。

問 市の廃棄物条例で、事業系ゴミは、10kg毎に160円とし、10kg未満は10kgとなすとなつており、平成22年10月実施の、事業所のアンケート調査で、512事業所が一般家庭ゴミとして処理している件を市の裁量権との答えがあつたが、速やかな改善をお願いします。

答 每年、一般廃棄物処理実施計画を策定し、少量排出事業者は家庭系ゴミステーションに排出し、委託業者により収集及び運搬となり、行政施策として行っており、この事から、不公平ではないと考えます。

問 家庭系ゴミの有料化は、ゴミ有料化等検討委員会、また、ゴミ問題市民円卓会議等で議論をいただきました。（環境経渉部長）

答 最低年1回、手数料収入の額や必要経費の内訳と積立金の推移を市民の皆様に公表していきたいと考えています。（環境経済部長）

問 市長は3度の議会にわたり、地域公民館の活用についておられます。どのようないな考え方をお持ちですか。（環境経済部長）



菅野 豊盛 議員

（一問一答）

ゴミ有料化問題について

問 家庭系ゴミ有料化に伴い、行政でどれだけ論じられたか、お教えください。

答 每年、一般家庭ゴミとして処理している件を市の裁量権との答えがあつたが、速やかな改善をお願いします。

問 ゴミ処理は自治体の義務的な業務であり税金で賄い、処理施設の建て替え費用も税金で積み立てるものだと思います。しかし、リサイクル率向上の手法として有料化は有効な手法だと思います。広報誌に、基金が積み立てられる状況を掲載すれば、市民の賛同も得られると思いますが、お答えください。

答 ゴミ手数料の収入や資源ゴミの売却代金の公表は、広報紙やホームページを通してお知らせします。また、入札による委託料の差額やゴミ処理手数料の徴収金、資源ゴミ売却収入等については、塵芥処理事業として焼却施設の修繕等に使用しているのが現状です。ゴミ有料化の目的を市民に丁寧に説明し、理解していただきます。（環境経済部長）

問 長年のゴミ収集業者との随意契約を、市民にどう説明されますか。

答 市の廃棄物条例で、事業系ゴミは、10kg毎に160円とし、10kg未満は10kgとなすとなつており、平成22年10月実施の、事業所のアンケート調査で、512事業所が一般家庭ゴミとして処理している件を市の裁量権との答えがあつたが、速やかな改善をお願いします。

問 ゴミ有料化等検討委員会、また、ゴミ問題市民円卓会議等で議論をいただきました。（環境経済部長）

答 最低年1回、手数料収入の額や必要経費の内訳と積立金の推移を市民の皆様に公表していきたいと考えています。（環境経済部長）

問 市長は3度の議会にわたり、地域公民館の活用についておられます。どのようないな考え方をお持ちですか。（環境経済部長）

答 地域公民館、校区公民館でも、空き時間を利用してもらおう。小規模であれば、方法も考えやすいのでは。運営している方の意見も聞き、モデルプランを見つけて下さる。

度を市の交付金として、各公民館や各町へ分配すれば、公民館運営や町内行事の運営資金になると思いますが。家庭ゴミ袋は、地域格差もあり、買いやすい場所や自治会、またそれの販売手数料につきましても、考えていいきたいと思います。（環境経済部長）

問 公民館の利用方法を一般公募し、住民参画の公民館運営を新企画により実際のモデルケースをつくりたい。（市長）

答 公民館等を交流の場とし、サロンの立ち上げを始めたが、条件付きの賛成は反対に数えるべきです。入札制度の導入、市内事業者へ条例に基づいた徴収金、リサイクルによる資源ごみ売却収入、その費用を処理場新設の基金とし、市民の理解を求めるべきだと思いますが。（市長）

問 校区公民館の利用方法を一般公募し、住民参画の公民館運営を新企画により実際のモデルケースをつくりたい。（市長）

は。

答 「いじめ集団の4層構

造」被害者・加害者・観衆・傍観者。観衆の加害者への同調、追随がいじめの促進、助長に繋がる可能性がある。

(教育長) 学校におけるいじめ未

然防止策とは。

答 人権尊重の教育の充実

と、信頼と協調の人間関係づくりを重視し、実践力の育成、指導力の向上に努める。指導者の認識としては、

全ての学校においていじめの事象は存在するといった観点で対応している。

(教育長) 県のアンケート調査の結果と内容については。

答 いじめ経験者は小学生251件、中学生80件の内、未解決は小学生35件、中学生28件。内容は冷やかし、からかい、悪口、仲間外れ、無視、遊ぶふりをして叩く、蹴る。加害者としては、同じクラス、同学年が多い。

(教育長)

問 いじめ対応の取り組みについては。

答 未解決の事象については各学級で個人面談、聞き取りによる確認をし、また「事例から学ぶいじめ対応集」を参考に、指導の徹底、カウンセリングマインドの育成と、教師のかかわり方、声かけの仕方等の研修の実施、心のケアに努める。

(教育長) 学校と保護者とのトラブル対応については。

答 問題発生の初期段階の対応のまささが一番影響していると想える。直ちに管理職に伝え、委員会で対応している。(教育長) 本市における第三者機関の設置については。

問 いじめ経験者は小学生

251件、中学生80件の内、未

解決は小学生35件、中学生

28件。内容は冷やかし、からかい、悪口、仲間外れ、無視、遊ぶふりをして叩く、蹴る。加害者としては、同じクラス、同学年が多い。

答 当面は、不登校等支援

委員会で方策を検討し、今後深刻ないじめ問題が発生した場合を想定して、効果的な機関の設置について研究していきたい。(教育長)

問 いじめ防止条例についての本市の考え方。

答 個々の意識向上と、責務並びに役割の明確化に繋がり、効果があると考えるが、まず学校現場での地道な取り組み、家庭での親子関係づくりを重視し、条例の制定については考えていません。(教育長)

答 過去に中学生が嫌がらせメールによる迷惑防止条例違反で逮捕された事例もあり、県教委では「ネットパトロール」を専門業者に委託し、中学校の誹謗中傷、犯罪被害に繋がるおそれのあるものをチェックしている。被害者の立場に寄り添い、スクールカウンセラーや関係機関との連携を密にしている。(教育長) 在運営されている学校評議員制度の効果的な運営と充実を図っていただきたい。システム導入については、県教委の方針、実施中の指定校情報を得ながら、研究していきたい。(教育長)

問 いじめ経験者は小学生

251件、中学生80件の内、未

解決は小学生35件、中学生

28件。内容は冷やかし、からかい、悪口、仲間外れ、無視、遊ぶふりをして叩く、蹴る。加害者としては、同じクラス、同学年が多い。

答 当面は、不登校等支援

委員会で方策を検討し、今

後深刻ないじめ問題が発生

した場合を想定して、効果

的な機関の設置について研

究していきたい。(教育長)

問 いじめ防止条例についての本市の考え方。

答 個々の意識向上と、責

務並びに役割の明確化に繋

がり、効果があると考える

が、まず学校現場での地道

な取り組み、家庭での親子

関係づくりを重視し、条例

の制定については考えてい

ません。(教育長)

問 いじめ対応の取り組みについては。

答 いじめ経験者は小学生

251件、中学生80件の内、未

解決は小学生35件、中学生

28件。内容は冷やかし、からかい、悪口、仲間外れ、無視、遊ぶふりをして叩く、蹴る。加害者としては、同じクラス、同学年が多い。

答 当面は、不登校等支援

委員会で方策を検討し、今

後深刻ないじめ問題が発生

した場合を想定して、効果

的な機関の設置について研

究していきたい。(教育長)

問 いじめ防止条例についての本市の考え方。

答 個々の意識向上と、責

務並びに役割の明確化に繋

がり、効果があると考える

が、まず学校現場での地道

な取り組み、家庭での親子

関係づくりを重視し、条例

の制定については考えてい

ません。(教育長)

問 いじめ対応の取り組みについては。

答 いじめ経験者は小学生

251件、中学生80件の内、未

解決は小学生35件、中学生

28件。内容は冷やかし、からかい、悪口、仲間外れ、無視、遊ぶふりをして叩く、蹴る。加害者としては、同じクラス、同学年が多い。

答 当面は、不登校等支援

委員会で方策を検討し、今

後深刻ないじめ問題が発生

した場合を想定して、効果

的な機関の設置について研

究していきたい。(教育長)

問 いじめ防止条例についての本市の考え方。

答 個々の意識向上と、責

務並びに役割の明確化に繋

がり、効果があると考える

が、まず学校現場での地道

な取り組み、家庭での親子

関係づくりを重視し、条例

の制定については考えてい

ません。(教育長)

問 いじめ対応の取り組みについては。

答 いじめ経験者は小学生

251件、中学生80件の内、未

解決は小学生35件、中学生

28件。内容は冷やかし、からかい、悪口、仲間外れ、無視、遊ぶふりをして叩く、蹴る。加害者としては、同じクラス、同学年が多い。

答 当面は、不登校等支援

委員会で方策を検討し、今

後深刻ないじめ問題が発生

した場合を想定して、効果

的な機関の設置について研

究していきたい。(教育長)

問 いじめ防止条例についての本市の考え方。

答 個々の意識向上と、責

務並びに役割の明確化に繋

がり、効果があると考える

が、まず学校現場での地道

な取り組み、家庭での親子

関係づくりを重視し、条例

の制定については考えてい

ません。(教育長)

問 いじめ対応の取り組みについては。

答 いじめ経験者は小学生

251件、中学生80件の内、未

解決は小学生35件、中学生

28件。内容は冷やかし、からかい、悪口、仲間外れ、無視、遊ぶふりをして叩く、蹴る。加害者としては、同じクラス、同学年が多い。

答 当面は、不登校等支援

委員会で方策を検討し、今

後深刻ないじめ問題が発生

した場合を想定して、効果

的な機関の設置について研

究していきたい。(教育長)

問 いじめ対応の取り組みについては。

答 いじめ経験者は小学生

251件、中学生80件の内、未

解決は小学生35件、中学生

28件。内容は冷やかし、からかい、悪口、仲間外れ、無視、遊ぶふりをして叩く、蹴る。加害者としては、同じクラス、同学年が多い。

答 当面は、不登校等支援

委員会で方策を検討し、今

後深刻ないじめ問題が発生

した場合を想定して、効果

的な機関の設置について研

究していきたい。(教育長)

問 いじめ対応の取り組みについては。

答 いじめ経験者は小学生

251件、中学生80件の内、未

解決は小学生35件、中学生

28件。内容は冷やかし、からかい、悪口、仲間外れ、無視、遊ぶふりをして叩く、蹴る。加害者としては、同じクラス、同学年が多い。

答 当面は、不登校等支援

委員会で方策を検討し、今

後深刻ないじめ問題が発生

した場合を想定して、効果

的な機関の設置について研

究していきたい。(教育長)

問 いじめ対応の取り組みについては。

答 いじめ経験者は小学生

251件、中学生80件の内、未

解決は小学生35件、中学生

28件。内容は冷やかし、からかい、悪口、仲間外れ、無視、遊ぶふりをして叩く、蹴る。加害者としては、同じクラス、同学年が多い。

答 当面は、不登校等支援

委員会で方策を検討し、今

後深刻ないじめ問題が発生

した場合を想定して、効果

的な機関の設置について研

究していきたい。(教育長)

問 いじめ対応の取り組みについては。

答 いじめ経験者は小学生

251件、中学生80件の内、未

解決は小学生35件、中学生

28件。内容は冷やかし、からかい、悪口、仲間外れ、無視、遊ぶふりをして叩く、蹴る。加害者としては、同じクラス、同学年が多い。

答 当面は、不登校等支援

委員会で方策を検討し、今

後深刻ないじめ問題が発生

した場合を想定して、効果

的な機関の設置について研

究していきたい。(教育長)

問 いじめ対応の取り組みについては。

答 いじめ経験者は小学生

251件、中学生80件の内、未

解決は小学生35件、中学生

28件。内容は冷やかし、からかい、悪口、仲間外れ、無視、遊ぶふりをして叩く、蹴る。加害者としては、同じクラス、同学年が多い。

答 当面は、不登校等支援

委員会で方策を検討し、今

後深刻ないじめ問題が発生

した場合を想定して、効果

的な機関の設置について研

究していきたい。(教育長)

問 いじめ対応の取り組みについては。

答 いじめ経験者は小学生

251件、中学生80件の内、未

解決は小学生35件、中学生

28件。内容は冷やかし、からかい、悪口、仲間外れ、無視、遊ぶふりをして叩く、蹴る。加害者としては、同じクラス、同学年が多い。

答 当面は、不登校等支援

委員会で方策を検討し、今

後深刻ないじめ問題が発生

した場合を想定して、効果

的な機関の設置について研

究していきたい。(教育長)

問 いじめ対応の取り組みについては。

答 いじめ経験者は小学生

251件、中学生80件の内、未

解決は小学生35件、中学生

28件。内容は冷やかし、からかい、悪口、仲間外れ、無視、遊ぶふりをして叩く、蹴る。加害者としては、同じクラス、同学年が多い。

答 当面は、不登校等支援

委員会で方策を検討し、今

後深刻ないじめ問題が発生

した場合を想定して、効果

的な機関の設置について研

究していきたい。(教育長)

問 いじめ対応の取り組みについては。

答 いじめ経験者は小学生

251件、中学生80件の内、未

解決は小学生35件、中学生

28件。内容は冷やかし、からかい、悪口、仲間外れ、無視、遊ぶふりをして叩く、蹴る。加害者としては、同じクラス、同学年が多い。

答 当面は、不登校等支援

委員会で方策を検討し、今

後深刻ないじめ問題が発生

した場合を想定して、効果

的な機関の設置について研

究していきたい。(教育長)

問 いじめ対応の取り組みについては。

答 いじめ経験者は小学生

251件、中学生80件の内、未

解決は小学生35件、中学生

28件。内容は冷やかし、からかい、悪口、仲間外れ、無視、遊ぶふりをして叩く、蹴る。加害者としては、同じクラス、同学年が多い。

答 当面は、不登校等支援

委員会で方策を検討し、今

後深刻ないじめ問題が発生

した場合を想定して、効果

的な機関の設置について研

究していきたい。(教育長)

問 いじめ対応の取り組みについては。

答 いじめ経験者は小学生

251件、中学生80件の内、未

解決は小学生35件、中学生

28件。内容は冷やかし、からかい、悪口、仲間外れ、無視、遊ぶふりをして叩く、蹴る。加害者としては、同じクラス、同学年が多い。

答 当面は、不登校等支援

委員会で方策を検討し、今

後深刻ないじめ問題が発生

した場合を想定して、効果

的な機関の設置について研

究していきたい。(教育長)

問 いじめ対応の取り組みについては。

答 いじめ

活用を踏まえて、タブレット端末の導入を検討しては。

答 セキュリティ面での安全性を確保したうえで、災害時の活用方法など検討していきたい。（総務部長）

健康推進について

子育て支援について

問 「すこやかホール」では、12時から13時の時間帯は、天理市衛生管理マニュアルにより、床掃除、遊具の洗浄・拭き取りを行う時間にあてている。スペースの問題や衛生面からこのホール

問 骨髄移植ドナーに登録した人が、移植に協力しやすい体制をサポートするため、「休業補償事業」を取り組んではどうか。
答 移植に協力しようという意思がありながら、仕事等の事情で協力できない方もあり、法律を精査し、国や県と連携を図りながら、前向きに検討したい。（健康福祉部長）

問 児童館に乳幼児同伴で利用できる「子ども図書館」を設置できないか。
答 小学生との利用の調整や、乳幼児向け絵本の整備など、今後検討していく。（市民部長）

問 天理図書館を乳幼児同伴で利用できるように、充実させることはできないか。
答 スペースの問題もあり、他の利用者への迷惑も考えられ、現状では、児童室を利用して頂きたい。（教育長）

問 児童館に乳幼児同伴で利用できる「子ども図書館」を設置できないか。
答 小学生との利用の調整や、乳幼児向け絵本の整備など、今後検討していく。（市民部長）

問 「山の辺ミュージカルの会」は、「天理市観光ふるさと語りリスト」という肩書きで、観光大使だと認識して参考にしたい。（教育長）

問 「山の辺ミュージカルの会」は、「天理市観光ふるさと語りリスト」という肩書きで、観光大使だと認識して参考にしたい。（教育長）

問 天理市には「くちちゃん・りんちゃん」というキャラクターがありますが、ゆるキャラ等に登録はされていますか。
答 登録とまでは今は考えていませんが、今後も広く天理をPRする場に登場させていきたい。（環境経済部長）

学校の安全の推進について

問 いじめ問題の対策として、家庭との連携を図るために、「家庭いじめチェックシート」を配布してはどうか。
答 子どもにとつて一番身近な家族が、子どもの些細な変化にいち早く気づくことが大切であり、学校と家庭が連携を図る一助として参考にしたい。（教育長）

問 「通学路の緊急合同総点検」の結果は。

問 「山の辺ミュージカルの会」は、「天理市観光ふるさと語りリスト」という肩書きで、観光大使だと認識して参考にしたい。（教育長）

問 天理のPRビデオの作成についての考えはあるのか。
答 近年は新聞、各種情報誌やタウン紙はもとより、さらにはインターネット等を活用することで、情報の露出度が高まる努力をしています。メディアの利用というものは今後も積極的に取り組んでいきたい。（環境経済部長）

前島 敏男 議員

（一問一答）



せていただきたい。

（環境経済部長）

問 天理のPRビデオの作成についての考えはあるのか。
答 天理のPRビデオの作成についての考えはあるのか。
問 観光プロモーション活動における広報ツールの充実という今後の課題の一つとして、国や県の支援事業を含め研究していきたい。（環境経済部長）

答 フットサルのゴールと

答 フットサルのゴールと
防球ネットを設置すること
で、姉妹都市友好の一つと
してバウルー市への心配り
にもなる。関係部局と調整
を図り、検討していくたい

四

(卷一百三十一 犯月上)

問 天理市には避難所として登録してあるのが4カ所あります。ですが、その施設の解錠はどのようにされるのか答 管理マニュアルによつて、すぐに施設の被害状況を確認し解錠する。その後の危険性を調査・点検するとなつては、本市では、
応急危険度判定士は、市の職員11名、市の職員以外で天理市に在住又は勤務されている方は28名が登録されています。合計、現在39名がおられる被害が大規模又は広範囲に及んだ場合には、県に対し応急危険度判定士の派遣、判定用資機材等の提供など判定の実施に関して支援を要請する体制をとつてはいる今まで同僚議員も質問してきましたが、備蓄としてどの程度の飲料水を確保

しているのか。

探つていきたい

(總務部長)

A cartoon illustration of a young boy with brown hair, wearing a red and white soccer jersey with a heart emblem on the chest, red shorts, and white socks with red stripes. He is in the middle of a kick, with his right leg extended and a red and white soccer ball at the end of it. The background is simple with a few white clouds.

教育委員会制度について

(一問一答)

答 飲料水の備蓄について
は、合計で2ℓペットボトル1千800本の備蓄があります。また、防災協定事業所等において、災害時に飲料水などを提供していく体制をとっています。さらに、天理駅前広場に耐震性の貯水タンク、2ℓのペットボトルで5万本分を飲料水として使用することができます。

あわせて、固定式の飲料水精製装置、具体的には本市の北中学校、南中学校、福

住小学校、二階堂小学校の
4カ所に設置して、プレル
の水をそれぞれ1日に4千
 l 、2 l のペットボトルで
2千本分、これを飲料水と
して精製できるようになつ
て い ま す。
(総務部長)

問 災害時に無料で飲料水を提供できる自動販売機は今何台設置されているのか、
は、市役所の本庁舎、長柄

の体育館、トレインセンターハウスの3カ所です。既に設置済みの自販機の災害対応型への変更は、拡充の方向を

た教育行政を実現することこそが、市民や児童・生徒を持つ親にとつては大切なことである。このことが生かされているのでしょうか。

答 教育委員会は教育行政や学校運営が教育の専門家だけの判断に偏ることのないよう、レイマン（一般市民、教育に対する素人）

教育は地域住民にとつて身近で関心の高い行政分野です。専門的な行政官で構成される事務局のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要で、住民による意思決定の仕組みにより、専門家の判断のみによらな地域住民の意向を反映し

問 法的に、教育委員会の会議は公開となっています。この点についてはどうか。
答 私の認識では、特に公開しているというアナウンスはしてない。ただ実際に会議は公開しているということになっていますので発信の仕方を事務局と相談したいと思います。(教育委員長)

いて、教育委員会の方が率先してやっていくということが必要と感じております。市民サービスの向上がまちの活性化につながって、魅力度が高まるところで、教育委員会の役割は非常に大きいと思っております。

日300円。弁当、おやつは持参。長時間預かり保育とは、月曜日から金曜日の毎日、春休み、夏休み、冬休みの長期休業期間、創立記念日で実施。休業日は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始。実施時間は、午前8時から8時30分までの早朝と保育終了から午後6時まで。保

調査研究事業の実施を計画し、短時間預かり保育拡大とは、来年度は月曜日から金曜日までの週5日間で実施。休業日は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始、長期休業期間（春休み、夏休み、冬休み）、創立記念日。実施時間は、保育終了から午後4時まで。保育料は1

である教育委員を通じて広

幼稚園の預かり保育事業

需要は全国的に高い状況で天理市も例外ではありません。幼稚園の預かり保育拡大に関してお尋ねします。

答 『櫻本幼稚園（在園児対象）をモデル園』として、平成25年4月1日から1年間、短時間預かり保育の拡大、長時間の預かり保育の調査研究事業の実施を計画し、短時間預かり保育拡大とは、来年度は月曜日から金曜日までの週5日間で実施。休業日は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始、長期休業期間（春休み、夏休み、冬休み）、創立記念日。実施時間は、保育終了から午後4時まで。保育料は1日300円。弁当、おやつは持参。長時間預かり保育とは、月曜日から金曜日の毎日、春休み、夏休み、冬休みの長期休業期間、創立記念日で実施。休業日は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始。実施時間は、午前8時から8時30分までの早朝と保育終了から午後6時まで。保

育料は1日300円。弁当、おやつ、布団は持参。長時間保育については、就労証明が必要。

このことを踏まえ、今後、市内の公立幼稚園における預かり保育の充実・拡大について検討していくことを考えます。

(教育長)

行政組織について

問 第五次総合計画に「行政経営」「時代に即応した組織・機構改革の推進」と記載されている。このことに関しどのように考えていくのか。

答 行政組織の検討、あるいはその再構築について、今まで以上に配慮して体制を整えていきたい。

(市長)

重要なポイントであり、組織が十分に機能するためには、適切な権限が与えられない力を見抜く力があります。携わる人事も非常に重要で適材適所の人事配置を心がけていかなければ、実り難いように思います。

(総務部長)

市長の政治手腕とリーダーシップについて

佐々岡典雅 議員

(一問一答)



でしなやかな行財政を全うする考え方です。

(市長)

問 市長の言葉に、生きてきてよかったです、天理つ子、百歳天理等、手法が見えない、具体的な考え方。

(市長)

答 天理の町に住む年のいつた方から子どもまで自分のことは自分で、健康、勉強、ボランティア、3つの大きな柱です。

(市長)

問 色々な人から頑固な市長、聞く耳を持たない。又、自身の口からもただのおつさん発言をされたことは理解できないが。

(市長)

答 かたい、頑固、これは私が大好きな言葉。ぶれないとこびない、屈しない。ただのおつさん、これはたまに口にするが公的な場では言っていない。

(市長)

しゃべれないことがある。私は奈良県政を信頼、尊敬しています。

(市長)

問 諸問題で市長が内々に進めたことで委員会の審議で市担当部局も答弁できることがあつた。公明正大にしてはどうか。特に菖原ジョンを掲げ、この町の方に向性のある方、行政手腕を発揮してきたのか。

(市長)

答 下さつたが、法定受託事務を知りつつ、「裁判、裁判と」裁判で白黒をつける願望が多かったのでは。

(市長)

問 奈良県知事相手に訴訟など基本的に考えておりません。

(市長)

答 以前に県相手の訴訟になつたとき、知事には了承いただいている、と言つていたのでは。

(市長)

問 何か世間で古い歌にもあります、「丸い卵も切りようで四角」と言う。私はそう考えています。(市長)

(市長)

答 天理市選出の県会議員2名がおられます。県のパ

イプ役として連携して天理の為に勤めてほしい。(要望)

な形式でされていますが、市長の答弁がぶれる、委員会の各論で部課長が困る。ぶれることが多くあるので、意思の疎通が必要では。

(市長)

答 ぶれる、ぶれない、人ですからそういうことがあつたかも知れない。今まで職員にもし私が間違つたことを言つたら遠慮なく言う今まで聞いたことがない。

(市長)

問 マニフェストの実行と進捗状況ですが、特に観光に対する目玉、道の駅と書いてあるが、ナビ天理が道の駅の考え方とおつしやるかもしれないが、論点が違うのか。

(市長)

答 あれは私、正直言います。道の駅、もう一つは直売所という私の思いの中であれはちょっと私のミスだつた。

(市長)

3期目のマニフェストについて

答 市の政策・施策を誘導していく部署が、その役割を果たし機能していくためには財政面からの考え方を持ち合わせていくことは重

要なこと、又、菖原の産廃問題に対し、内々に進めてきた内々の理由は。

答 私もしやべること、

問 市長は県との事業的なこと、又、菖原の産廃問題に対し、内々に進めてきた内々の理由は。

過去の議員の一般質問に

市長と職員の信頼関係

問 議員の一般質問も色々

以前の質問で職員との信頼関係は損なわれていな

い人事に関しても希望調書等々適材適所に当てはまる

人事に努めてきたとのこと

だが、市長が県職時代、当

ときの固定観念を植え付け

ているのでは。

答 県庁の話が出ました。

あの方は私にとっては神と同じです。尊敬の念が深まり指導もしてもらつたので、上司と部下の関係はそういうものです。人事は希望調書通りにはならない。

人事担当が原案を作るので極力トップの私が人事の末端まで気配りするの大変です。

(市長)

答 市長の言うことを「はいはい」聞くのがいい職員を育てるだけでなく、天理議会、意見を出して天理発展のための汗をかいていただきたい。

答 もろもろの示唆をいただいたと真摯に受け取つておきます。

(市長)

大橋 基之 議員

(一問一答)

乗鞍山の現状と問題点

くないということで、鑑定を依頼されたのか。

答 固定資産の評価額と鑑定評価額との差異について

あるが、不動産の鑑定においては、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱と

いうのがあり、この基準に

不明瞭な事が多く存在するため、明らかにする必要があると思われ、そこでまず現在の固定資産税はどのよ

うな地目で、どのような評価をされているのかお聞き

したい。

答 固定資産税は現況に基づく課税が原則で、現況地目、山林に近い雑種地といふことで山林並みの評価をしており、本市の山林基準

値の価格をもとに評価額を決定し課税をしている。1

平方メートル当たり34円である。

(総務部長)

問 地方税法に「固定資産税は市町村長が決定する」また「固定資産税の課税基準は、一定期日に固定資産台帳に登録された固定資産の価格で、この価格とは適正な時価である」とされて

いるが、市長自ら決定された固定資産の評価額が正し

ます。

答 固定資産税は、1月1

日の所有者に対して課税さ

れるもので、来年は現行のままいくと評価替の年ではないので同額というよう

くことである。(総務部長)

乗鞍山の購入の件について、市長は6月議会にお

いて「3年前から、持ち

主の方から買ってくれとい

う話が出ていた。当初は1億円くらいと担当から聞い

ている。それは額が合わないということから、最終的

に昨年の夏に予算編成を控

えて、私が信頼している鑑

定会社の鑑定結果をもらつ

た。」と言われたが、その

時に持ち主の方が売却し

たいと提示された金額を聞

いたが、かなり低い金額で

あり、1億円の金額は誰か

ら聞かれたのか。また、3

年前から交渉をさせていた

ということなのかな。

答 3年前に買ってほしい

事業のけりがついてからで

もないと考え、後でよく相談しろと担当に言つた。昨

年になつて先方が切羽詰つて担当に話を持つてきた

め鑑定を依頼した。(市長)

我々担当課は、3年前から1億円という話が出ていたということは、承知していらない。平成23年4月ぐらに、地権者からの「こ

の土地を処分したい。買う意思があるのか。」というの

がスタートで、上限額を決めるために鑑定を依頼した。

(環境経済部長)

1億円については、持

ち主と接点がなく、1回も

会つたことがないため、誰

から聞いたかは定かではな

く、何かのはずみでそうい

うことを見耳にしたというこ

とであり、その時点で買う

気が全く無かつたから、そ

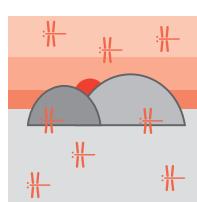
ういう風な空耳が頭に残つ

ていたのかもしれない。そ

の当時、1億円であれば買

うとか、そんな気は毛頭無

かった時の私の頭の中にあつた記憶だと思う。(市長)



●議案等の議決結果●

全会一致で可決した議案

- 【予算案】** ○24年度一般会計補正予算 ○24年度国民健康保険特別会計補正予算
 ○24年度介護保険特別会計補正予算 ○24年度土地区画整理事業特別会計補正予算
- 【決算案】** ○23年度一般会計決算 ○23年度国民健康保険特別会計決算
 ○23年度介護保険特別会計決算 ○23年度後期高齢者医療特別会計決算
 ○23年度住宅新築資金等貸付金特別会計決算
 ○23年度土地区画整理事業特別会計決算
 ○23年度市立病院事業会計決算 ○23年度水道事業会計決算
 ○23年度下水道事業会計決算
- 【条例案】** ○防災会議条例及び災害対策本部条例の一部改正
- 【その他】** ○土地開発公社の解散 ○第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請
 ○権利の放棄
 ○山の辺第一工区第一調整池河川整備工事及び山の辺第一工区橋梁下部工整備工事
 (天理停車場線) 請負契約の議決事項の一部変更
- 【承認案】** ○専決処分の承認を求めること(24年度一般会計補正予算)
- 【報告】** ○23年度決算に基づく天理市健全化判断比率の報告
 ○23年度決算に基づく天理市資金不足比率の報告
 ○損害賠償の専決処分の報告 (車両損傷事故他2件)
- 【同意案】** ○公平委員会の委員の選任につき同意を求めること
- 【意見書】** ○地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書
 ○所得税法第56条の廃止を求める意見書 ○気象事業の整備拡充を求める意見書
- 【決議案】** ○天理市立病院改革特別委員会の設置に関する決議

意見が分かった議案等

- 【決議案】** ○第9号 天理市長に対する問責決議

各議員の賛否(賛成…○・反対…×・棄権…△) ※議長は表決に加わりません

会派	新風会天理					創造未来					響友未来					無会派			結果
議員	東田匡弘	中西一喜	前島敏男	川口延良	菅野豊盛	山本治夫	岡部哲雄	加藤嘉久次	佐々岡典雅	飯田和男	堀田佳照	廣井洋司	寺井正則	三橋保長	大橋基之	荻原文明	市本貴志	今西康世	
第9号	×	×	×	△	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	

意 見 書

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となつておらず、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は京都議定書において、第1約束期間である平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務付けられているが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保するとしている。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月に導入される一方、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成24年度税制改正大綱」において、「平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」とされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足などの厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

所得税法第56条の廃止を求める意見書

中小自営業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきました。その中で、休む間もなく働き、中小自営業者の営業を支えてきたのが家族従業者です。

しかし、どんなに働いても、家族従業者の「働き分」（自家労賃）は、税法上、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）により、必要経費として認められていません。

事業主の所得から控除される家族従業者の「働き分」は、配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円です。このように家族従業者は、わずかな金額しか所得とみなされておらず、税法上、適正に評価されています。このことが家族従業者の社会的・経済的な自立を妨げ、後継者不足にも影響しています。

税法上では青色申告をすれば、家族従業者の給料を経費にすることができますが、同じ労働を、青色と白色で差別すべきではありません。

イギリス、ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国は、家族従業者の「働き分」を必要経費として認めています。

憲法に基づいて、一人ひとりが人間として尊重され、家族従業者の人権保障の基盤をつくるためにも、国は所得税法第56条を廃止し、家族従業者の「働き分」を必要経費に算入できるようにすることを求めます。

気象事業の整備拡充を求める意見書

気象庁の事業目的は、気象や地震などを観測・監視し、観測の成果や現象推移の予測を適時・的確に広く周知することによって災害を未然に防ぎ、軽減させることにあります。2005年に神戸で開かれた「国連防災世界会議」では、2004年にスマトラ沖で発生した大地震を教訓に「すべての国が領域内の国民と財産を災害から守る第一義的な責任を持っている」との「兵庫宣言」が採択されています。

しかし、気象庁の職員数や事業予算は年々減らされ、観測施設の維持管理や技術水準の確保にも苦慮する状況に陥っています。また、気象の観測・予測になくてはならない気象衛星の打ち上げにも巨額の費用がかかり、予算を圧迫しています。

過去の自然災害の教訓から、注意報・警報などの防災情報を高度化し、活用していくためには、予報精度の向上にとどまらず、自然現象の確実な補足と防災関係機関への確実な情報の伝達、そして利用者に対して十分な支援・指導ができることが必要です。さらに地域の産業や日常生活に役立つ気象情報の提供も強化すべきです。近年、国際的な関心を集めている地球環境問題についても一層の体制強化を求められています。

よって、国の直接の責任で、より精度の高いきめ細かな防災情報、暮らしや産業に密接にかかわる気象情報が提供できるよう、気象事業全般の基盤強化を図るよう強く求めます。

◎意見書は、議会の考え方や意思を表明するため、内閣総理大臣をはじめ関係機関に提出しました。

決議書の内容

天理市立病院改革特別委員会の設置に関する決議

天理市議会委員会条例第4条第1項の規定に基づいて、天理市立病院改革特別委員会を設置するものとする。

1. 名称

天理市立病院改革特別委員会

2. 目的

公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしていますが、近年、多くの公立病院において経営状況が悪化するとともに、医師不足に伴い診療体制の縮小を余儀なくされるなど、その経営環境や医療提供体制の維持が極めて厳しい状況になっています。

このような状況の中、公立病院が今後とも地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくためには、多くの公立病院において、抜本的な改革の実施が避けて通れない課題となっています。このことは、本市においても例外ではありません。

総務省の公立病院改革ガイドラインに基づき、天理市立病院は、平成21年に病院改革プランを策定し、3年間で病院経営の黒字化を図ろうとしましたが、赤字解消には至らず、累積欠損金は年々膨らみ続け、それに付け加え、深刻な医師・看護師不足という壁が立ちはだかる中、医師は県立医科大学からの派遣に頼っており、また天理市立病院が開業を始めた当初と、現在とでは、状況が大きく変わり、近隣には大きな病院が、いくつも点在しているのが現状です。

天理市が属する東和二次保健医療圏は、県が定めた基準病床数を既存病床数が上回る供給過多の状況にあり、総務省のガイドラインでは「病床利用率がおおむね過去3年間連続して70%未満となっている病院は、病床数の削減、診療所化等、抜本的な見直しを行うことが適当である」としており、本市の市立病院もこれに該当しています。

また、耐震基準についても満たされていない公立病院であり、耐震補強、もしくは建て替えを実施する等の方向性が全く示されていない現状もあります。

市政に携わる議会、行政、そして市立病院の3者が一緒になって真摯に課題に向き合い、お互いの立場の違いを認め合い尊重し合いながら、充実をした話し合いに努め、また議会(委員)自身は、市政に携わるモノとして、諸々の課題において調査研究のための研修会を率先して企て、懸案事項に取り組んでいかなければなりません。

市政をよりよい方向へと導き、市民の信託に応えていくという共通の目的のなか、地域医療の事も考えていかなければならず、その役割、その責任は重大です。

このようのことから、平成24年8月10日に開催された天理市議会 議会政策討論会において、趣旨説明を行い、議会政策討論会座長から特別委員会を設置する旨の報告がなされたところであります。

つきましては、天理市議会委員会条例の規定に基づき、天理市立病院改革特別委員会を設置し、市政の向上を目指し市民の信託に応えていくことを目的とします。

天理市立病院改革 特別委員会を設置

地域における基幹的な公的医療機関である
市立病院の経営環境を検討し、抜本的な改革
の実施に取り組み、市政の向上を目指し市民
の信託に応えていくことを目的として、平成
24年9月27日「市立病院改革特別委員会（9
名）」を設置しました。

天理市立病院 改革特別委員会名簿

○委員長 (H24.9.27)
○副委員長

大三寺 堀川 飯山 市 東
橋 橋 井 田 口 田 本 本 田
基 保 正 佳 延 和 治 貴 匠
之 長 則 照 良 男 夫 志 弘

問責決議の内容

天理市長に対する問責決議

市長は過去に於いて、幾度となく誤った発言に対して陳謝を繰り返したにも関わらず、今議会定例会の議場においても、軽率かつブレのある言動を繰り返し、議会の存在意義を問われかねない重大な問題に至らしめたことは、二元代表制の一翼を担う議会を軽視したものと言わざるを得ず、誠に遺憾である。

よって、天理市議会は、天理市長南佳策氏に対し、今後このような事態が繰り返されるこのないように、一層高い意識を持って答弁を行うように努め、大所高所に立って行政運営の信頼回復に向けて取り組むように強く求めると同時に、猛省を促すものである。

以上、決議する。

○問責決議について

問責決議とは、国や地方自治体の議会において、首長など特定の地位にある者について、その責任を問う旨を意思表示した議決です。

地方公共団体の議会は当該地方公共団体の首長に対して問責決議を行うことができます。そもそも地方自治法では地方公共団体の議会は首長に対して不信任決議を行う権限がありますが、成立条件が出席議員の3/4の賛成（定足数2/3）と厳しいため（地方自治法178条）、法的拘束力をもたないものの単純過半数によって可決できる問責決議によって首長の施政に対する糾弾が行われることがあります。

問責決議は、市長不信任決議のような法的拘束力はありませんが、政治的な拘束力があります。

○問責決議に至った経緯

市長は、6月の定例会における「乗鞍山に含まれる民有地買収の件」についての答弁において、「3年ほど前から、持ち主の方から買ってくれという話が出ておりました。当初は1億円ぐらいと、担当から聞いています。ですが、やはりそれはどう見ても額が合わないということから、最終的に昨年の夏でしたか、予算編成を控え、私が信頼している鑑定会社の方の鑑定結果をもらいました。」と発言されたにも関わらず、9月の定例会において「全く誰から聞いたのか記憶にありません。なんかそういうことを耳にしたということだけです。」

「そういうふうな空耳が頭に残っていたのかもしれません。」など、その都度発言内容が変わり、答弁の信憑性が低く感じられます。

定例会における一般質問の場は、市民の代弁者である議員にとって最も重要な場であり、その重要な場において、その都度発言内容が変わることとは、議会のみならず市民をも軽視しているものであります。市長には、自己の答弁内容に責任を持ち、その重要性を認識して頂くことが必要であり、今後このような事態が繰り返されることのないように、問責決議を賛成多数で可決いたしました。

市民の皆様におかれましては、この度の問責決議に対しまして、どうかご寛恕のほど、何卒よろしくお願い致します。

明日の天理をみんなで語ろう！

第4回《議会報告会》を開催中 !!

議会基本条例の規定に基づき、市民の皆さんに市議会の運営や活動についての報告と市政に関する意見交換の場として、議会報告会を開催しています。

- 内容
 - ・議会の運営について
 - ・活動の報告について
 - ・質疑応答、意見交換

テーマ「ごみの有料化」「市立病院のあり方」について

○時間はいずれも19時～21時（予定）です。



(昨年の議会報告会)

開催日	場所	参加議員 グループ
11月9日(金)	福住公民館	A
11月9日(金)	柳本公民館	B
11月9日(金)	櫟本公民館	C
11月12日(月)	朝和公民館	A
11月19日(月)	井戸堂公民館	A
11月19日(月)	丹波市公民館	C
11月22日(木)	前栽公民館	B
11月22日(木)	東部公民館	C
11月26日(月)	二階堂公民館	B

開催済

◇参加議員グループ

A	B	C
荻原	前島	市本
東田	山本	飯田
中西	川口	加藤
三橋	廣井	堀田
大橋	寺井	菅野
岡部	佐々岡	今西

※開催済のところもありますが、ご都合の良い会場へお越しください。
多数のご参加をお待ちしています。

言い換えるならば 理事會の議会答弁は、市民に対する答弁であり、それだけ重く、いい加減な答弁を許すわけにはいきません。その後、マスコミの取材に、市長も謝罪しています。残り5会場（校区公民館）の開催となりましたが、本年で第4回の開催となる「議会報告会」に是非、御参加下さい。議会からの報告のほか、「ごみの有料化」「市立病院のあり方」等について、市民の皆様のご意見をお聞かせ下さい。議員一同、開催会場でお会いでちしていきます。お待

天理市議会9月定例会において、市長の責任を問う「問責決議」が賛成多数で可決されました。これは、市長が6月定例会と9月定例会の一般質問で、議員の質問に対し、違う内容の答弁を繰り返したことから、二元代表制を敷いている議会の軽視も甚だしく、容認できないとして、猛省を促したもののです。

編集後記